

報道関係者 各位

平成25年12月19日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03-5253-1111(内線5325、5323)

(直通電話) 03-3502-5227

大阪労働局 需給調整事業部

需給調整事業第2課

課長 山本 和要

主任需給調整指導官 多田 優

(直通電話) 06-4790-6319

一般労働者派遣事業の許可を取消し

厚生労働省は本日（平成25年12月19日）、D & H株式会社に対して行った大阪労働局及び熊本労働局の合同調査の結果、下記「3. 処分理由」の法違反が認められたことから、同社を労働者派遣法(※)違反により一般労働者派遣事業の許可を取り消すことを通知しました。詳細は下記の通りです。

1. 被処分事業主

- (1) 事業主名 D & H株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 中谷友紀
- (3) 所在地 大阪市阿倍野区旭町一丁目1番10号 竹澤ビル2階1号室
- (4) 許可年月日 平成23年9月1日
- (5) 許可番号 般27-301816
- (6) 有効期間 平成23年9月1日～平成26年8月31日

なお、同事業主は、平成23年8月31日以前も、以下のとおり厚生労働大臣の許可を受けて一般労働者派遣事業を行い、その許可失効後は、厚生労働大臣に届け出て特定労働者派遣事業を行っていた。

一般労働者派遣事業 旧許可番号： 般27-301059
(許可期間：平成19年7月1日～平成22年6月30日)

特定労働者派遣事業 旧届出番号： 特27-304645
(平成22年8月27日届出・平成23年8月31日事業廃止)

また、同事業主は、平成22年7月1日以降、無許可で労働者派遣事業を行っていたとして、平成23年4月15日に大阪労働局長より、一般労働者派遣事業停止命令1ヶ月及び事業改善命令を受けている。

2. 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第14条第1項の規定により、平成26年2月1日付けで一般労働者派遣事業の許可を取り消す。

3. 処分理由

D&H株式会社は、大阪市阿倍野区旭町一丁目1番10号 竹澤ビル2階1号室に本社を置く一般労働者派遣事業主であるが、以下の法違反の事実を確認した。

第一、同社は、平成22年2月19日、熊本市中央区下通一丁目8番22号 JTB熊本ビル3階に所在するD&H株式会社熊本支店において、同市内にあるA社甲店を派遣先とする一般労働者派遣事業を行うに当たり、労働者派遣法第11条第1項により、各事業所の新設に係る届出を遅滞なく厚生労働大臣に行わなければならないのに、それを行わなかったこと。

第二、同社は、平成22年6月30日をもって一般労働者派遣事業の許可の有効期間が満了し、失効したにもかかわらず、平成22年7月1日から平成23年8月31日の間、熊本市中央区下通一丁目8番22号 JTB熊本ビル3階に所在するD&H株式会社熊本支店において、労働者派遣法第5条第1項に定める厚生労働大臣の許可を受けず、一般労働者派遣事業を行ったこと。

第三、同社は、平成23年4月16日から平成23年5月15日までの間、労働者派遣法第21条第2項に基づく大阪労働局長の労働者派遣事業停止命令を受けていたにもかかわらず、平成23年3月1日から平成23年4月30日までの契約であった大阪府内に所在するB社を派遣先とする労働者派遣契約を更新して、平成23年5月1日から平成23年5月15日まで、延べ67人日の労働者派遣を行ったこと。

第四、同社は、平成23年6月24日、一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地として、第一に掲げる同社熊本支店を一切記載しない虚偽の一般労働者派遣事業許可申請書を提出する偽りの行為により、その結果、平成23年9月1日、労働者派遣法第7条第1項第4号に定める許可基準（具体的には、一般労働者派遣事業を行う事業所の数に比例する基準資産額及び現金・預金の額の最低額）を満たしているものと厚生労働大臣に誤信させて、労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたこと。

第五、同社は、平成23年4月15日に、労働者派遣法第49条第1項に基づく大阪労働局長の労働者派遣事業改善命令を受けていたにもかかわらず、当該命令に反して、労働者派遣事業の運営を改善するための必要な措置を講じなかったこと。

第六、同社は、平成25年1月31日、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、当該派遣元責任者の氏名及び住所の変更にかかる届出を遅滞なく厚生労働大臣に行わなければならないのに、それを行わなかったこと。

第七、同社は、大阪府内に所在するB社を派遣先として労働者派遣を行っていたが、法定

の除外事由がないにもかかわらず、平成22年2月1日から平成25年7月3日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。

第八、同社は、熊本市内に所在するA社甲店を派遣先として、平成22年2月23日から平成25年7月31日まで労働者派遣契約を締結し、さらに引き続き、平成25年8月1日から当該店舗を就労先とする請負契約を締結し、当該店舗において労働者を就労させていたが、その実態は一貫して労働者派遣であり、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成22年2月23日から平成25年9月6日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。

第九、同社は、熊本市内に所在するA社乙店を就労先とする請負契約を締結し、労働者を就労させていたが、その実態は労働者派遣であり、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成22年6月3日から平成25年9月5日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。

第十、同社は、熊本県内に所在するC社甲店を就労先とする請負契約を締結し、労働者を就労させていたが、その実態は労働者派遣であり、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成22年6月7日から平成25年9月6日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。

違法行為の発生日及び違反条文については、

第一について、平成22年3月2日、労働者派遣法第11条第1項

第二について、平成22年7月1日から平成23年8月31日、労働者派遣法第5条第1項、同法第59条第2号（ただし、平成22年7月1日から同年10月31日までの間については、大阪労働局長による平成23年4月15日付け事業停止命令及び事業改善命令の処分原因とされているので、本不利益処分の原因としては、平成22年11月1日から平成23年8月31日までの間の同条項違反とするものである。）

第三について、平成23年5月1日、労働者派遣法第21条第2項、同法第59条第4号

第四について、平成23年9月1日、労働者派遣法第5条第1項、同法第59条第3号

第五について、平成24年10月22日、労働者派遣法第49条第1項、同法第60条第3号

第六について、平成25年3月5日、労働者派遣法第11条第1項（行政機関の休日に関する法律第2条により提出期日は平成25年3月4日となる）

第七について、平成25年2月1日、労働者派遣法第35条の2第1項

第八について、平成25年2月23日、労働者派遣法第35条の2第1項

第九について、平成25年6月3日、労働者派遣法第35条の2第1項

第十について、平成25年6月7日、労働者派遣法第35条の2第1項

である。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

<概要>

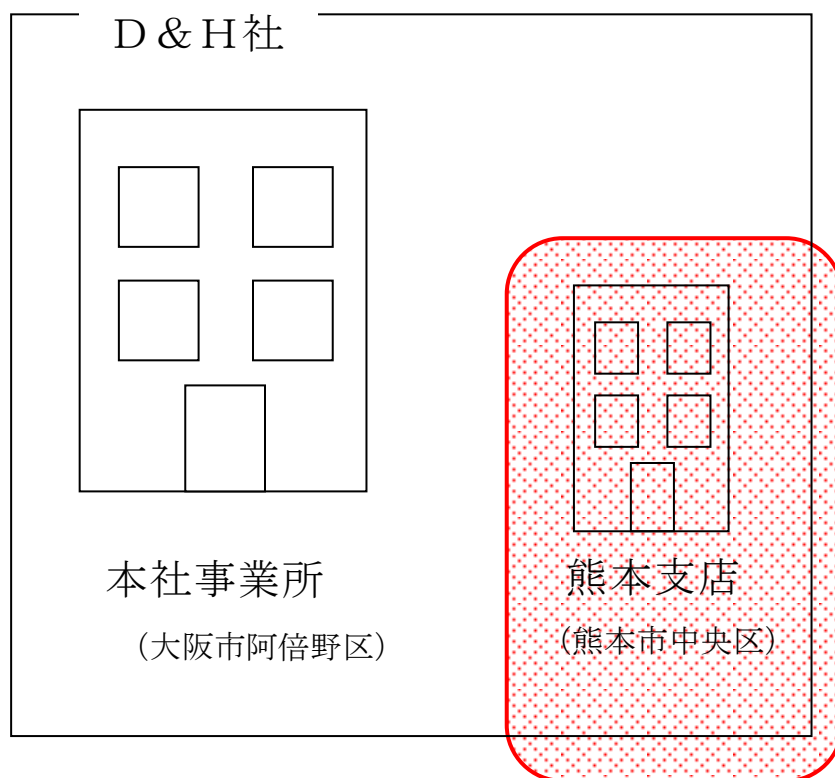
一般労働者派遣事業の許可基準（資産要件）

1. 基準資産額 \geq 2,000万円 \times 事業所数
2. " \geq 負債総額 \div 7
3. 現預金の額 \geq 1,500万円 \times 事業所数

※基準資産額=資産（繰延資産及び営業権を除く。）-負債

基準資産額が少ないと、事業所（支店や営業所）を増やせない！

D&H社の場合、1事業所
しか開設できない財務状況



熊本支店の事業内容を一貫して隠ぺい

- ・本社事業所のみ「1事業所」として一般労働者派遣事業の許可を申請し、労働局の調査にも偽りを述べて不正に許可を取得
- ・無届の「熊本支店」で違法な労働者派遣を実施・継続

処分理由第一

- 大阪市に本拠地を持つD&H社は、平成22年2月19日から熊本支店において、新たに一般労働者派遣事業を開始した。
- 労働者派遣事業を行う事業所を新設する際は、事業開始の翌日から起算して10日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- D&H社は、熊本県内に一般労働者派遣事業を行う事業所を新設したにもかかわらず、厚生労働大臣に届出を行わなかったものである。

※労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

※一般労働者派遣事業を行う事業所

一般労働者派遣事業を行う事業所とは、一般労働者派遣事業の内容となる業務処理（就業条件の明示、派遣労働者に係る労働契約の締結若しくは派遣労働者となろうとする者の登録、派遣労働者に係る雇用管理の実施等の事務の処理。）の一部又は全部を行っている事業所である。

処分理由第二

- D&H社は、平成22年6月30日に一般労働者派遣事業の許可を失効した。
- D&H社は、厚生労働大臣の許可を受けていないにもかかわらず、平成22年7月1日から平成23年8月31日の間、D&H社熊本支店で一般労働者派遣事業を行ったものである。

D&H社は、厚生労働大臣の許可を受けていないにもかかわらず、平成22年7月1日から同年10月31日の間、本社で一般労働者派遣事業を行ったことにより行政処分を受けているので、今回の不利益処分の原因として、当該期間は除かれている。

D&H社は、平成19年7月1日に一般労働者派遣事業の許可を受けている（許可番号 般 27-301059）。その有効期間満了後、平成22年8月27日に特定労働者派遣事業の届出を行い（届出番号 特 27-304645）、平成23年9月1日に再び一般労働者派遣事業の許可を受けている（許可番号 般 27-301816）。

※一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。（派遣労働を希望する

労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。）

- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

処分理由第三

- D & H社は、平成 22 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日の間、厚生労働大臣の許可を受けていないにもかかわらず、D & H社本社で一般労働者派遣事業を行ったことを理由に、大阪労働局長から平成 23 年 4 月 16 日から同年 5 月 15 日まで事業停止命令を受けていた。
- 事業停止命令期間中は、従来から行ってきた労働者派遣契約はそのまま継続することができるものの、派遣契約を更新することはできない。
- D & H社は、事業停止命令期間中に、同年 4 月 30 日で終了するB社との労働者派遣契約を更新し、同年 5 月 1 日以降も同社に対して労働者派遣を継続していたものである。

処分理由第四

- D & H社は、平成 23 年 6 月 24 日、厚生労働大臣に一般労働者派遣事業の許可の申請を行い、同年 9 月 1 日に許可を取得した
- 当該許可にかかる申請書には、労働者派遣事業を行う事業所に関する事項、すなわち本社と熊本支店に関する事項を記載しなければならない。
- D & H社は、熊本支店において一般労働者派遣事業を行っているにもかかわらず、熊本支店に関する事項を記載しない虚偽の一般労働者派遣事業許可申請書を提出し、その結果、財産的基礎に関する判断基準を満たしているものと厚生労働大臣に誤信させて、一般労働者派遣事業の許可を受けたものである。
※D & H株式会社の平成 23 年 3 月期の貸借対照表によると、D & H株式会社が許可基準を満たす一般労働者派遣事業を行う事業所の数は 1 事業所までである

※一般労働者派遣事業の許可基準

- 一般労働者派遣事業の許可を受けるには、労働者派遣法第七条第一項に掲げる基準を満たしていないとならないが、そのうち財産的基礎に関する判断基準として、以下のように定められている。
 - ・ 基準資産額 $\geq 2,000$ 万円 \times 一般労働者派遣事業を行う事業所の数
 - ・ 基準資産額 \geq 負債総額の 7 分の 1
 - ・ 現金預金の額 $\geq 1,500$ 万円 \times 一般労働者派遣事業を行う事業所の数

※基準資産額＝資産総額（繰延資産及び営業権を除く）－負債総額
※許可申請の直近の事業年度の貸借対照表により各項目の確認を行う

処分理由第五

- D&H社は、平成22年7月1日から同年10月31日の間、厚生労働大臣の許可を受けていないにもかかわらず、D&H社本社で一般労働者派遣事業を行ったことを理由に、平成23年4月15日に大阪労働局長から事業改善命令を受けていた。
- D&H社は、熊本支店における事業改善に取り組んでいないにもかかわらず、大阪労働局長に対して事業の改善が終了したという虚偽の報告を行ったものである。

処分理由第六

- D&H社は、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

※派遣元責任者を変更した際の届出

派遣元責任者に変更があったときは、変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

処分理由第七～十

- D&H社は、A社甲店及び乙店、B社、C社甲店の同一業務について、3年を超える期間継続して労働者派遣を行ったものである。
- うち、A社甲店及び乙店、C社甲店に対しては、いわゆる偽装請負を行っていたものである。

※派遣可能期間を超える労働者派遣

派遣元事業主は、法定の除外事由がない限り、派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について1年を超える期間継続して労働者派遣を行ってはならないことになっている。なお、派遣先事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し派遣期間を通知し、その意見を聴いた場合には、派遣可能期間を1年を超え3年以内とすることができる。

※請負

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）であるが、労働者派遣との違いは、請負には、注文者と労働者の間に指揮命令を生じないという点にある。

※いわゆる偽装請負

請負であるにもかかわらず注文者が請負労働者に指揮命令すればいわゆる「偽装請負」となり、労働者派遣法の適用を受けることとなる。

(別添)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

(一般労働者派遣事業の許可)

第五条第一項 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第七条第一項 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(変更の届出)

第十一条第一項 一般派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の取消し等)

第十四条第一項 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(事業廃止命令等)

第二十一条第二項 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若し

くは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(労働者派遣の期間)

第三十五条の二第一項 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

(改善命令等)

第四十九条第一項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 二 第五条第一項の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行つた者
- 三 偽りその他不正の行為により第五条第一項の許可又は第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
- 四 第十四条第二項又は第二十一条の規定による処分に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 三 第四十九条の規定による処分に違反した者